

若者の就職活動を応援します

①仕事講話・職場見学・仕事体験

内容／応募や今後の就労の方向性を決めていくきっかけづくりのための様々な業界・職種の講話や職場見学・体験

②就職力UP講習

日程	講座名
①8月13日(水)②9月5日(金) ③10月28日(火)(いずれも同内容)	「基礎」の再確認 就職前のビジネスマナーセミナー
④8月29日(金)⑤9月11日(木) ⑥10月30日(木)(いずれも同内容)	基礎から身に付く面接力UPセミナー

時間／①③午前10時～正午②午後1時～3時④～⑥午後2時～5時

場 三茶おしごとカフェまたはせたがや若者サポートステーション

他 各日20人。いずれかの講座のみの参加も可。

③サポステ見学・説明会

内容／支援内容の説明会(希望者には個別相談を実施)

日 8月9日、9月13日、10月11日いずれも土曜午前10時～正午(いずれも同内容)

場 せたがや若者サポートステーション

共通事項

対 ①② 就労の方向性を見いだしたい15～49歳の方 ③ 働くことに悩んでいる15～49歳の方とそのご家族、支援者

他 開催場所等詳しくは、お問い合わせください。

担当／工業・建設業・雇用促進課

問 せたがや若者サポートステーション

☎5779-8222

FAX3424-7786



税・保険・年金

税金

国保・高齢者医療

介護保険

年金

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国民健康保険に加入されている方で、紙の限度額適用認定証等を現在お持ちの方は、有効期限が7月31日までです。

●69歳までの方＝8月以降も紙の認定証が必要な場合は更新の申請が必要です。

●70～74歳の方＝7月下旬に紙の認定証を郵送します。※交付の要件を満たさない場合を除く。

他 限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示すると医療費の支払いが自己負担限度額までになります(マイナ保険証をお持ちの方は、認定証がなくても自己負担限度額までになります)。利用には保険料の支払いが滞っていない等一定の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問 国保・年金課保険給付

☎5432-2349 FAX5432-3038

区HPQ 25455

国民健康保険 資格喪失後の医療費の返還

社会保険への加入や区外転出等によってほかの健康保険に加入した場合、その加入日以降、世

田谷区国民健康保険の資格確認証、または資格情報が切り替わる前のマイナ保険証(以下、資格確認証等)は使用できません。新たに加入した健康保険から新しい資格確認証等が届かない場合でも、区の資格確認証等を使うことはできません。

誤って区の資格確認証等で受診した場合は、医療費の保険者負担分(7割または8割)を後日区へ返還していただきます。該当の方には返還請求書を送付しますので、必ずお支払いください。

ほかの健康保険に加入したときは、14日以内に区へ届け出てください。また、受診中の医療機関等にも健康保険の変更について伝えてください。

問 国保・年金課保険給付

☎5432-2349 FAX5432-3038

介護保険サービス利用時の利用者負担分の一部を助成します

対 住民税非課税世帯で、年間収入が150万円以下、預貯金等が350万円以下(単身世帯の場合。1人増えるごとに年間収入50万円、預貯金等100万円を追加)かつ負担能力のある親族に扶養されていない等の要件を満たす方

他 事前申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問 総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2850 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154)

住民税や国民健康保険料等納付のご案内～自動音声による電話案内を開始します

8月1日から、住民税や国民健康保険料等の納付の確認ができない方へ電話や訪問で納付のご案内を行います(休日・平日夜間を含む)。なお、納付と行き違いで電話や訪問をする場合もありますので、ご了承ください。

また、住民税については、「自動音声による電話案内(自動音声架電)」を導入し、納付の確認ができない方へ音声ガイダンスで納付のご案内を行います。

●特殊詐欺にご注意ください

直接現金を受け取ったり、銀行口座への振り込みやATM等での操作をお願いしたりすることは絶対にありません。不審な電話や訪問があった場合は、ご相談ください。

問 納税課 ☎5432-2208 FAX5432-3012

保険料収納課 ☎5432-2343 FAX5432-3038

暮らし

暮らし

環境

住まい

街づくり

貯水槽の衛生チェックを受けてみませんか

対 貯水槽(有効容量10立方メートル以下)の所有者・管理者で希望される方

内容／①貯水槽の外観、付帯設備の確認

②貯水槽内部の状態の確認

③残留塩素の測定

他 貯水槽が点検困難な場所にある場合やマンホールの鍵がない場合は不可。

問 世田谷保健所生活保健課

☎5432-2905 FAX5432-3054

ごみを正しく出していただくために「ふれあい指導」推進中

清掃事務所では、区民や事業者の皆さんとの対話を基本に、ごみの減量や出し方のマナー向上に取り組んでいます。

家庭のごみが大量に(45リットル袋4袋以上)出されたり、収集曜日以外に出されたりといった不適正な事例が続いています。また、事業系有料ごみ処理券が貼付されていない事例や、区の収集を利用できる対象者ではない事業者からの排出等が見受けられるため、指導や定期的な商店街調査等も行っています。

問 世田谷清掃事務所(世田谷・北沢) ☎3425-3111 FAX3425-8381、玉川清掃事務所(玉川) ☎3703-2638 FAX3704-7096、砧清掃事務所(砧・烏山) ☎3290-2151 FAX3290-2171

建築物の安全を確保するために適法な建物を建てましょう

手続きに不備のある建物は、災害時、延焼・破損・倒壊により避難や救助活動の障害となったり、増築や建替え時に、様々な問題が発生します。建物を建築する際は、法令に適合した安全なものとするため、建築確認申請や中間・完了検査等の手続きを確実に行いましょう。

●建築確認申請、工事監理者の選任

工事を行う前に建築確認申請を行ってください。その計画が建築基準法等に適合している場合は、「確認済証」が交付されます。また、建設中も確認申請図書のとおり適切に施工されているかの監理を行うため、工事監理の資格を持つ者を選任し届け出る必要があります。

●中間検査の受検

地階を除く階数が3以上のものと、階数が3以上の共同住宅は、床や屋根等の建築物の安全性に関わる部分の工事(特定工程)を完了した段階で中間検査を受けてください。検査に合格すると「中間検査合格証」が交付されます。

●完了検査の受検

工事終了後に完了検査を受けてください。検査に合格すると「検査済証」が交付され、建物を使用することができます。検査済証を取得していない建物は、安全性の確認等が困難となるため、増築等の建築行為が制限される場合があります。

●建築確認申請図書の保管

建物の法適合を証明し、完成後の維持管理を適切に行うために、交付された確認済証、検査済証、申請副本などの図書一式は、大切に保管してください。



中間検査の様子▶

問 建築審査課 ☎6432-7166 FAX6432-7985